

兵庫県公立大学法人における会計監査人の選定にかかる 企画提案募集要項

1 目的

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要があります。

会計監査人の選任は、法第 36 条の規定に基づき、設立団体の長（兵庫県知事）が選任することとなっています。

この度、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施が見込める会計監査人を選定するため、下記要件に基づき企画提案の募集を行うものです。

2 業務の内容

(1) 業務委託名

兵庫県公立大学法人における会計監査人業務委託

(2) 業務委託概要

別紙「兵庫県公立大学法人における会計監査人業務にかかる業務委託仕様書」のとおり

3 会計監査人の任期

法第 38 条の規定に基づき、選任の日以後、最初に終了する事業年度（令和 4 年度事業）の財務諸表についての法第 34 条第 1 項の規定に基づく知事の承認の日までとします。

ただし、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和 5 年度事業及び令和 6 年度事業についても監査実施計画書の提出を求め、確認の上、再任する方針とします。

4 契約上限額

年額 8,900,000 円（消費税額及び地方消費税額は含まない。）

※ 上限額は、法人との契約にあたっての上限額となります。

※ 上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます。

5 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 法第 37 条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法、その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (4) 県が定める入札参加者資格制限基準に該当しない者であること。
- (5) 県の指名停止基準第 1 条に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 兵庫県暴力団排除条例第 7 条及び同施行規則第 2 条に基づく取引の制限を受ける者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

- (9) 国立大学法人、公立大学法人において会計監査人として監査を実施した実績を有する者であること。

6 募集期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月17日（木）午後5時まで

7 募集要項等の交付開始日、交付場所等

兵庫県ホームページに掲載

[リンク先]

8 応募手続き等に関する事項 質問事項

(1) 参加申込関係書類及び質問票の提出

ア 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
 - ・参加資格確認書（様式2）
 - ・会社概要（様式自由）
 - ・登記事項全部証明書の写し（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・質問票（様式3 ※必要な者のみ。電話又は口頭による質問は受け付けない）
- ※記載内容は特に指定がない限り直近のものとし、その年月日を記載してください。
※監査法人等の概要を記載したパンフレット等があれば添付してください。

イ 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時まで

ウ 提出方法

提出書類をPDF データ化し、電子メールにより提出してください。送信後に電話にて到達確認を行ってください。

エ 提出先

下記「14 提出・問い合わせ先」まで

- (2) 提出期限までに提出された質問に関する回答は、令和7年7月25日（金）までに、質問者へ電子メールで回答します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式4）

※ 1者につき1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とします。

イ 経費見積書

※ 見積費用算定内訳（報酬単価等を明記）、執務予定日数（延べ人数も記載）等を記載し、令和7年度から令和9年度の事業年度毎に見積金額（消費税及び地方消費税額は含まない。）を作成してください。年度毎の契約上限は8,900千円（消費税及び地方消費税額は含まない。）となります。

(2) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時まで

(3) 提出先

下記「14 提出・問い合わせ先」まで

(4) 提出部数

8部（正1部、副7部）

(5) 提出方法

持参又は郵送とします。郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

10 選定方法

提出書類の内容と別途実施するプレゼンテーション審査の内容をもとに、「兵庫県公立大学法人における会計監査人の選定にかかる企画提案審査会」が次の「審査基準」に基づき、総合的に審査し、最も適当と判断される者を会計監査人として選定します。

なお、プレゼンテーション審査の詳細については、別途通知します。

〔審査基準〕

項 目		配 点
1 監査業務	監査業務に係る方針、計画、実施体制、業務内容	35
2 会計指導・助言・相談対応業務	会計指導・助言・相談対応業務に係る方針、計画、実施体制、業務内容	35
3 監査実績	公立大学法人等への監査(支援)実績	10
4 経費見積額		20
合 計	—	100

11 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案書の提出者に対し、文書で通知します。

12 会計監査人の選任と契約

- (1) 選定後、兵庫県知事は法人に対し、選定事業者を会計監査人として選任した旨の通知を行い、選任された会計監査人は、法人と監査契約を締結するものとします。(令和7年9月を予定)

なお、法人の求めにもかかわらず、正当な理由無くして速やかに契約を締結しない場合は、会計監査人を辞退したものと見なします。辞退等の理由により契約が締結されなかった場合は、評価点の次点の者から順に会計監査人として選任します。

- (2) 契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を納付する必要があります。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金納付の必要はありません。

13 その他

- (1) 審査の参考とするため、企画提案書記載事項に関し、文書又は電話等により照会することがあります。
- (2) 提出書類に虚偽の申請があった場合は、無効とします。
- (3) 提出書類の作成・提出等に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (4) 提出書類を受理した後は、その追加及び修正は認めません。
- (5) 提出書類は、返却しません。
- (6) 提出書類は、選定事務のため、必要最小限の範囲内で複写することがあります。
- (7) 提出書類は、兵庫県情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。
- (8) 兵庫県から提出した資料及びその他知り得た全ての情報について、兵庫県の許可なく他の者へ漏らさないでください。
- (9) 兵庫県公立大学法人の概要については、次のホームページを参照してください。

兵庫県公立大学法人ホームページアドレス <https://puc-hyogo.ac.jp/>

14 提出・問い合わせ先

兵庫県総務部教育課大学振興班（担当：田中、吉田）

郵便番号 650-8567

住 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号 078-362-3128

FAX番号 078-362-3963

メールアドレス kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp